

由良川下流水面利用調整協議会規約

(名称)

第 1条 本会は、由良川下流水面利用調整協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2条 協議会は、由良川下流部の舞鶴市及び宮津市域において、安全かつ秩序ある水面利用を図ることを目的とし、水面利用計画の調整に関する基本的事項について協議することを目的とする。

(協議事項)

第 3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。
一 由良川下流の水面利用調整に関する基本的な事項
二 その他、水面利用計画と前項に関して必要な事項

(組織)

第 4条 協議会は、委員会及び幹事会で組織し、構成員は別表に掲げるとおりとする。

(顧問)

第 5条 協議会には、顧問を置くことができる。
2 顧問は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第 6条 委員会には、委員長を置く。
2 委員長は、委員会において選出するものとする。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
4 委員会は、必要の都度、委員長がこれを招集し、本会の目的達成するための審議をおこなう。

(幹事会)

第 7条 幹事会には、幹事長を置く。
2 幹事長は、幹事会において選出するものとする。
3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。
4 幹事会は、必要の都度、幹事長がこれを招集し、本会の目的達成するための調整及び委員会への提案をおこなう。

(ワーキンググループ)

第 8条 委員会の協議事項等について予備的協議を行うため必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
2 ワーキンググループ検討結果は委員会と幹事会に報告するものとする。

(意見聴取)

第 9条 委員会及び幹事会は、必要に応じ、第三者の出席を求め意見を聴取することができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 河川管理課内に置く。

(その他)

第11条 本規約に定めるほか、必要な事項は幹事会で検討し、委員会で決定する。

附 則 本規約は平成18年1月30日より施行する。